

知事コメント（抗告訴訟の控訴について）

埋立変更不承認処分を取り消した国土交通大臣の裁決の取消しを求める抗告訴訟について、県は、本日、福岡高等裁判所那覇支部に控訴を提起しました。

県は、令和4年9月30日、国土交通大臣の裁決は違法無効であるとして、行政事件訴訟法に基づき、同裁決の取消しを求める抗告訴訟を那覇地方裁判所に提起しましたが、同裁判所は令和5年11月15日、県の訴えを却下する判決を言い渡しました。

同判決は、令和4年12月最高裁判所判決の極めて問題がある判断枠組みを追認して、県には抗告訴訟を提起する適格がないとし、加えて、地方公共団体の固有の自治権に法定受託事務は含まれないから、都道府県が抗告訴訟で国の裁決の適法性を争えなくとも自治権を侵害しないとさえ判示しております。

法定受託事務は地方公共団体が自ら責任を持って行う事務であり、それを取り消す国の裁決に重大な問題があっても、都道府県は、一切、司法の判断を求めることができないとする判決内容は、憲法が定める地方自治の本旨と相容れず、到底容認できるものではありません。

県としましては、控訴審において、原判決の取消しと本件を那覇地方裁判所に差し戻すことを求めてまいりますので、引き続き、県民、国民の皆様の御支援、御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和5年11月28日

沖縄県知事 玉城 デニー